

虐待防止のための指針

豊 寿 荘

1. 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある 行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に 精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用する。また、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置する。虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を事業所毎に定めることとし、その任命は施設長が行う。

(2) 委員会の委員長は虐待防止責任者（施設長）とする。

(3) 委員会の委員は、施設長、看護職員、介護支援専門員、介護職員、生活相談員、第三者委員を基本とする。ただし事業所によって配置の無い職種については、事業所ごとの配置職種により委員を決定する。

各委員の役割は以下の通りとする

ア、施設長（虐待防止責任者）

・虐待防止に係る豊寿荘関連事業所統括管理

イ、虐待防止担当者

- ・事業所毎の虐待防止に係る事項の執行責任者

ウ、その他委員

- ・虐待防止措置に係る検討
- ・虐待防止研修に関わる事項の検討
- ・虐待等の相談報告が出来る体制整備に関する事項の検討
- ・虐待を把握した際の通報体制の整備に関する事項の検討
- ・虐待発生時の原因分析、再発防止策の検討
- ・再発防止策に関する分析、評価

(4) 委員会は、年 4 回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- ①虐待防止検討委員会その他施設内組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について職員が相談、報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行なわれるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年 1 回以上（特定施設入居者生活介護・特別養護老人ホームの従業者については年 2 回以上）実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の内容については、実施内容、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに行政に報告するとともに、その要因の速やかな除

去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとし、直ちに連絡網に従って連絡を行う。連絡網については本指針に定める様式を使用し、事業所毎に作成をする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(6) 虐待が発生した場合の対応については、「虐待防止マニュアル」に則り、対応することとする。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を虐待防止責任者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

(4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧 従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための研修等にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

11. 本指針の対象事業所及び、事業所毎の担当者【役職】は次の通りとする。

軽費老人ホーム（ケアハウス）豊寿荘	担当者：総括主任（介護）
特別養護老人ホーム豊寿荘	担当者：介護科長
豊寿荘デイサービスセンター「ゆたか」	担当者：管理者
豊寿荘訪問介護事業所「ゆたか」	担当者：管理者
豊寿荘居宅介護支援事業所「ゆたか」	担当者：管理者
豊寿荘訪問介護事業所「ひがしまち」	担当者：管理者
豊寿荘居宅介護支援事業所「ひがしまち」	担当者：管理者
原田デイサービスセンター「ねいろ」	担当者：管理者
豊寿荘居宅介護支援事業所「ねいろ」	担当者：管理者
原田通所型デイサービスセンター「ゆい」	担当者：管理者
服部デイサービスセンター「かなで」	担当者：管理者
高川デイサービスセンター「ひだまり」	担当者：管理者
豊寿荘居宅介護支援事業所「ひだまり」	担当者：管理者

附則 この指針は、令和4年7月1日より施行する。

この指針は、令和5年9月1日より施行する。

この指針は、令和6年2月21日より施行する。

この指針は、令和6年5月15日より施行する。

この指針は、令和6年6月19日より施行する。

この指針は、令和6年7月17日より施行する。

【連絡網】 事業所名

虐待および不適切なケアと思われる事例を確認した場合の対応

利用者の心身の安全確保を最優先し、緊急を要すると判断された場合や判断に迷う場合は発生した曜日・時間帯に関わらず①施設長へ直ちに報告すること。施設長へ直接の連絡が困難な場合は、必ず下表②から⑤のいずれかへ直ちに報告すること。緊急性を要さない場合は速やかに①から⑤のいずれかの職員へ報告・相談すること

* 夜間・深夜・土曜日・日曜日・祝日等で全員が不在時も同様に下記連絡先へ直接連絡をすること。

虐待と思われる対応や不適切なケアを見た・聞いた、利用者・家族より相談があった

緊急を要する場合

判断に迷う場合

緊急性を要さない場合

必ず①から⑤のいずれかの職員へ『直接』報告する

② 総括主任(連絡先：)

③ 科長(連絡先：)

④ 科長(連絡先：)

⑤ 副施設長(連絡先：)

① 施設長(連絡先：)

報告を受けてからの動きについての対応を行う